

令和7年6月18日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
下越森林管理署長 山本 満久

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名 1号物件 現場用品類外
詳細については別紙仕様書及び契約条件書のとおり
- 2 納入期限 令和7年8月4日（月）
- 3 納入場所 下越森林管理署
- 4 見積書等提出の日時・場所 日時：令和7年7月4日（金）10時00分まで
場所：下越森林管理署総務グループ（経理担当）
※電子調達システムによる提出をお願いします。
※電子調達システムで提出することができない場合は、持参又は郵便による提出を認めます。（提出方法は「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」2による。）
- 5 提出書類 (1) 見積書
※電子調達システムで提出する場合の**見積額は税抜金額を入力**してください。
※紙で提出する場合も**見積額は税抜金額を記載**し、必ず**日付を記載**してください。
(2) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
※紙で提出する場合は上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「（案件名）見積書在中」と朱書きで記載の上、提出してください。
- 6 契約の締結日 見積採用の日
- 7 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において関東・甲信越地域の競争参加資格（物品の製造・販売）を有する者であること。
- 8 その他 (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。
(2) 仕様書の種別が3となっている物品のうち、同等品となる場合には、**令和7年7月3日（木）**までに別添「提案書」を提出し、担当者の確認を得ることとします。
(3) 見積書を提出した場合は、「契約条件書（売買）」を承諾したものとみなします。

担当：総務グループ 総括事務管理官
電話：0254-22-4146 e-mail：ks_kaetsu_postmaster@maff.go.jp

仕様書

1. 1号物件 現場用品類外

下越森林管理署

番号	物品名	規格・品質	色	例示品	種別	数量	単位	備考
1	チェンソー替刃	25AP76E 1/4ピッチ .050ゲージ	-	オレゴンチェンソー替刃 品番25AP-76E	3	1	個	
2	アンボプロテクター (シールド+耳当て)	メッシュシールド+イヤーマップル2点セット アタッチメント付き	-	東洋物産工業(旧トヨーセーフティ) メッシュシールド+イヤーマップル No. 3201	3	1	組	
3	鉋・鋸二丁差	鉋 長さ18cm、巾4.5cm 鋸 刃長21cm	-	西山商会 二丁差(鉋+小鋸) 品番:3401	3	1	個	
4	ダニアースレッド	ダニアースレッド6~8畳用		アース製菓 ダニアースレッド6~8畳用	3	2	個	
5	除草剤	液体 6ℓ入 ペラルゴン酸2.5% ジョウロタイプ 性状:淡黄色水溶性液体	-	アースガーデン おうちの草コロリ 6ℓ ガーデニングジョウロヘッド(シャワータイプ) ペラルゴン酸2.5%	3	4	個	
	計					9		

* 種別: 1(規格・品質欄の規格品)、2(規格・品質欄の指定内容を満たす物品)、3(規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品)

2. 納入場所は下越森林管理署(新潟県新発田市大手町4-4-15)、納入数量は上記のとおりとし、納入期限は令和7年8月4日(月)とする。
3. 種別が3となっている物品のうち、同等品となる場合には、見積書提出前に別添「提案書」を提出し、担当者の確認を得ることとする。
また、詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当者と必要に応じて打合せすること。
4. 物品の納品については、製造者の如何に関わらず、受注者が責任を負うこと。

別紙

契約条件書（売買）

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官下越森林管理署長を「甲」とし、見積書提出者(又は見積者)を「乙」と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、速やかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後 1 年以内に契約物品に隠れた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

提案書

分任支出負担行為担当官

下越森林管理署長 殿

令和 年 月 日提出

会社名

代表者名

令和 年 月 日付け公告のオープンカウンター物件番号 号に係る納入物品について、別紙のとおり提案します。

なお、記載事項に関する照会については、下記担当まで連絡願います。

所属部課名：
担当者氏名：
電話番号：
Fax 番号：

以下、森林管理署担当者 記入欄

森林管理署	
担当者	
確認	

別紙

物件番号 第 号 提案書内訳

会社名

型式及び数量	
要求仕様に対する対応	

注)パンフレット等により、提案する物品が明らかな場合はパンフレット等の添付をもって替えることができる。